

平成27年度教育に関する事務の管理並びに
執行の状況の点検及び評価に関する報告書
(平成26年度実施事業対象)

甲 賀 市 教 育 委 員 会

平成27年11月

目 次

■ はじめに	1
■ 点検・評価の流れ及び結果	
1. 点検・評価の流れ	2
2. 事業別点検・評価の結果	2
3. 事業別検証結果	3～11
■ 甲賀市教育行政評価制度の概要	
1. 甲賀市教育行政評価委員会の構成	12
2. 甲賀市教育行政評価委員会の活動経過	12～13
3. 点検・評価の対象となる事業	13
4. 点検・評価の視点	13～14
5. 評価基準	14
■ おわりに	15
■ 資料	
1. 甲賀市附属機関設置条例	

■ はじめに

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という。）により教育委員会は、毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することと定められています。

本報告書は、効果的な教育行政の推進を図るとともに、市民への説明責任を果たすため、平成26年度に実施した事業から評価対象事業を抽出し、教育に関し学識経験を有する方々で構成する「甲賀市教育行政評価委員会」の知見を活用しながら点検及び評価を実施した結果をまとめたものです。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）（抜粋）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

■ 点検・評価の流れ及び結果

1. 点検・評価の流れ

平成27年度の甲賀市教育行政評価は、事業担当課が作成する点検・評価シートによる担当者評価から始まり、教育委員会事務局次長による2次評価、引き続き甲賀市教育行政評価委員会による各事業担当課へのヒアリング、現場踏査の結果から合議制により最終評価が決定しました。

その結果は、「平成27年度甲賀市教育行政評価答申書」として答申されました。

これらの点検評価結果を参考に、事業の「必要性」、「有効性」及び「効率性」などの分析的評価を加えながら今後の事業の方向性を判断し、次年度以降の事業規模及び手法の改善等、教育委員会の今後の取り組み（具体的方策等）を検討し、本報告書を作成しました。

2. 事業別点検・評価の結果

事業担当課	点検・評価事業名	担当者評価	2次評価	最終評価
学校教育課	① ケアサポーター派遣事業	A	A	C
	② 教職員の指導力向上、学力をつけるための研究推進	A	A	B
教育総務課	③ ふるさとに夢を育む、次世代教育支援事業 [信楽高等学校地域支援協議会負担金]	A	A	B
こども未来課	④ 家庭教育指導員設置事業、家庭教育講座実施事業	A	A	A
社会教育課	⑤ 青少年育成推進員の設置	B	B	A
	⑥ 無職少年対策・薬物乱用防止対策	A	A	A
文化スポーツ振興課	⑦ 甲賀市美術展開催事業	A	B	B
	⑧ あいの土山文化ホール指定管理委託、甲賀創健文化振興事業団文化事業委託、あいの土山文化体育振興会スポーツ施設指定管理委託、甲賀 B&G 海洋センター指定管理委託等	B	B	C
歴史文化財課	⑨ 指定文化財保存修理事業	A	A	A

3. 事業別検証結果 次頁資料「教育委員会施策の点検・評価シート」のとおり

平成27年度 甲賀市教育委員会施策の点検・評価シート(平成26年度実施事業)

事務・事業名		ケアサポーター派遣事業		新規/継続	継続	事業番号	23		
予算科目	会計	01	一般会計	事業所管課	学校教育課				
	款	10	教育費	評価者職名	課長				
	項	02	小学校費	評価者氏名	中村 康春				
	目	03	教育振興費	連絡先	0748-86-8144(教育研究所) 内線271				
開始年度	H 20 年度	終了年度	H 99 年度	課メールアドレス	koka30101300@city.koka.lg.jp				
自治/法令	自治振興交付金事業			教育振興基本計画	コード	名称			
根拠法令・要綱等	自治振興交付金事業			教育分野	3	学校教育分野			
対象(誰を・何を)	小学校の不応児及適応教室児童37名			教育施策の柱(大区分)	(3)	特別な配慮を要する児童・生徒・保護者への支援の充実			
意図(どういった状態にしたいのか)	学校生活(含む学習)に意欲を持って取り組める子。具体的には、ほとんど欠席していた子の登校日数が増える。教室には入れなかった子が入れる回数が増える。等の結果が生まれる。			教育施策(中区分)	①	学校不適応・不登校をなくすための教育相談体制の充実			
目的達成時の状況	他の児童とともに教室に於いて意欲を持って学習できる。			事業の成果					
事業内容	(1)歳入対象経費 不登校(傾向)児童がエネルギーを高め、自信を回復する中で、段階的に学校回復ができるよう、スクーリングケアサポーターを 学校に派遣するために要する経費とする。			指標で表せない成果 ○子どもの様子:表情が明るくなった。よくしゃべるようになった。友達が増えた。外で遊ぶようになった。など前向きな姿が見受けられる。 ○保護者から評価をいただく。 ○サポーターと学校との連携。 ○ケアサポーターの資質向上					
	(2)活動内容 ①不登校をはじめとする学校不適応を起こしている児童に対して、生活面・学習面の支援を行う。 ・別室や教室等活動場所に赴き、話し相手となったり休み時間一緒に遊んだりする。また、悩みや不安な思いに寄り添う。 ・別室や教室等活動場所に赴き、寄り添って学習支援を行う。 ②活動を通す中で教室に同行したり集団になじめるよう支援していく。 ③見守りや相談活動を通して、いじめの早期発見やいじめを受けた児童のケアを行う。			事業の評価					
	(3)研修会(年3回) ・4月14日15日:各校校長より支援のあり方 ・10月16日:不登校児童生徒への支援について 水口適応教室指導員より、不登校の子どもに対するアセスメントと関わり方について学んだ。また、発達障害について理解を深めた。 ・2月17日:ソーシャルワークについて 県SSWから、多くの事例を教えていただき、プランニングの手法についても研修した。			事業の方向性					
				事業の方向性					
事業費		財源内訳			所用人員			備考	
		国支出金	県支出金	地方債権	その他特定財源	一般財源	正規		臨時嘱託
25決算	939		387			552	人		4 人
26決算(見込み)	997		469			528	人		4 人
27当初予算	1,000		350			650	人	4 人	
事業の方向性									
項目		判断		コメント					
事業規模		拡充		26年度は、4校に配置したが、他の学校も不登校傾向や不応児童も増えてきている中、実施校の数を増やしていく必要がある。					
手法改善		維持		配置校、配置時間等については検討していきたいが、1対1対応で関わっていくことが効果的であることから、今後もこの手法で進めていきたい。					
●事業の規模の判断:拡充・維持・縮小・休廃止 ●手法の改善の判断:維持・軽微な改善・抜本的改善・休廃止									
担当課評価(1次評価)									
項目		判断		コメント					
A				1人も教室に戻れなかったところが、5人の子どもが教室には入れた事実を考えると、とても大きな成果だといえる。					
教育委員会点検・評価(2次評価)									
項目		判断		コメント					
A				様々な理由で教室へ入れない児童の一部でも教室に戻れたことは、成果があったと考える。現在ケアサポーターを配置しているのは4小学校だけであり、他の小学校にも同様の児童がいることから、そうした学校へも配置するべきである。					
教育行政評価委員点検・評価(最終評価)									
項目		判断		コメント					
C				家庭における経済活動の変化から、市民の生活が徐々に変わりつつある中で、子どもの貧困問題や学力の低下など複数の要因が重なって児童、生徒にもその影響が表れている。サポーターだけが不登校をなくす取り組みではないため、他の事業と連携し、少しでも不登校の子どもを減らす努力をしていただきたい。また、配置校以外の小中学校を含めた不登校児童・生徒の実態把握を行い、指定4校の取り組みだけでなく、事業の拡充を図り、さらには、サポーター間の情報交換を定期的に行うなど不登校の児童・生徒への対応方法を研究・研鑽されることを望むものである。					
教育行政評価委員点検・評価結果を踏まえての教育委員会の今後の取り組み(具体的方策)等について									
市内各校の学校不適応の児童生徒の数や状況、教職員の支援体制などをしっかり見極めながら、増員も含めて適切な配置に努めます。また、相談員、スクールソーシャルワーカーを中心として、ケアサポーターが協議を進めていける場を設け、指導記録をもとに情報交換をおこない資質の向上に努め、1人でも多くの子どもが、気持ちの安定を取り戻し教室に戻れるよう取り組んでいきます。									

平成27年度 甲賀市教育委員会施策の点検・評価シート(平成26年度実施事業)

事務・事業名		新規/継続		事業番号		105		指標名		考え方・定義・式		単位		25年度		26年度		27年度(目標)									
教職員の指導力向上、学力をつけるための研究推進		事業所管課		学校教育課				活動	研修会	研修会の延べ受講者数		人		1,952		2,155		2,200									
予算科目		評価者職名		課長				成果	学力調査	小学校の平均点(全国平均を0とする) 中学校の平均点(全国平均を0とする)		点		△6.525 △0.425		△3.45 △4.625		△3.00 △3.00									
会計		01 一般会計		評価者氏名		中村 康春		指標で表せない成果																			
款		10 教育費		連絡先		0748-86-8144(教育研究所) 内線271		○授業研究会の実施に向け、授業構成や学習指導案作成について相談を受け、指導助言を行ってきたことで、学習がうまく展開できる若い教師が増えた。 ○法定研修(初任者研修・10年経験者研修)について、各校での校内研修の実施や計画・報告文書作成について相談を受け、指導助言を行うことでミドルリーダーとして育ってきている。 ○市内全ての学校で予習を取り入れた学習形態が進んでいる。																			
項		01 教育総務費		課メールアドレス		koka30101300@city.koka.lg.jp																					
目		03 教育振興費		教育振興基本計画		コード		名称																			
開始年度		H 17 年度		終了年度		H 99 年度		教育分野		3		学校教育分野															
自治/法令				教育施策の柱(大区分)		(2)(3)		教職員の指導力・職務遂行力の向上を図る研究・研修の充実 教職員の資質・専門性の向上																			
根拠法令・要綱等		教育公務員特例法		教育施策(中区分)		①②③																					
対象(誰を・何を)		甲賀市内小中学校 教職員																									
意図(どういう状態にしたいのか)		教職員の指導力の充実、資質向上を図る。																									
目的達成時の状況		新しい時代に対応する、甲賀教育を担う教職員を育成する。ひいては、主体的に学び、豊かな考えをもち、自らを表現する子どもが育つ。																									
事業の内容		(1)調査研究 調査研究を進め、予習を活かした授業改善をめざす研究授業を通し、実践的な研究を進めた。研究成果を研究紀要にまとめている。国語科、算数・数学科の研究推進委員を18名に増員し、市内各校で研究の推進役を担ってもらうことができた。また、教職員全員研修会で研究発表を行い、市内教職員に広める努力をしている。																									
		(2)教職員研修 教職員の指導力向上・資質向上を図るため、指定研修・全員研修・若手教員対象の研修を計画的に実施した。教職員の多忙化に鑑み、研修回数を増やすのではなく、ニーズに合った研修内容の吟味を行った。教員で構成する部会(甲賀市教育研究会)と研修会を共催し、資質の向上に努めている。授業研究会では、調査研究の成果を活かし、予習を活かした授業改善に取り組んでいる。																									
		(3)教育に係る相談および助言 校内研究及び教育相談に関する講師派遣依頼を受け、学校訪問を行い指導助言を行っている。教職員の意欲的かつ創意あふれる研究を勧めている(教育研究奨励事業)。校長会で募集呼びかけを強化し、論文を作成しやすいよう、手引きを用意した。平成26年度は、7本の研究論文の提出があり、増加傾向にある。																									
		(4)教育情報の収集・提供 県内及び近畿教育研究所連盟に加盟し、研究発表大会に参加し、意見交流・情報交換を行った。甲賀市が取り組んでいる「予習」の研究は、市外からの問い合わせがあり、東近江市や彦根市・日野町において指導助言を行った。今年度は、教育研究所が行った授業研究会等の情報を、市ホームページにて情報提供を行った。																									
事業の方向性		●評価:適切・概ね適切・やや不適切・不適切																									
事業の規模		維持																									
手法改善		維持																									
		●事業の規模の判断:拡充・維持・縮小・休廃止 ●手法の改善の判断:維持・軽微な改善・抜本的改善・休廃止																									
事業の内容		担当課評価(1次評価)																									
A		コメント		様々な角度から情報を集めながら取り組みを進め一定成果を上げている。																							
		教育委員会点検・評価(2次評価)																									
A		コメント		学力調査の結果だけで、本来の学力を判断することはできないが、結果を分析することで本市や各学校の傾向は参考になると考えられることから、そうした分析結果も踏まえ、成果の出ている「予習を活かした授業」の実践につなげていくために、教職員の授業能力の向上が重要である。																							
		教育行政評価委員会点検・評価(最終評価)																									
B		コメント		小中学校においては、学力の向上のみが教育の全てではなく、人間形成こそが最も重要であり、そのためには指導、教育する教職員の資質向上が不可欠であると考え。教育研究所の研究成果をもとに、「予習を取り入れた学習」が各校で研究・実践されるようになってきており、今後の成果が期待できる。一方で、一般社会人を講師とした社会性のある教師づくりのための研修実施と自己啓発への取り組みを行うとともに教職員自ら地域と繋がる機会を多く持つ努力をされたい。																							
		教育行政評価委員会点検・評価結果を踏まえての教育委員会の今後の取り組み(具体的方策)等について																									
		現状では、学力を高めるための教科学習を中心に教職員の指導力の向上に取り組んでいるところです。さらなる教師力の向上を図るためには、教師の社会性を涵養するための研修を悉皆(しっかい)研修のプログラムとして検討していきます。また、日常の取り組みとして、地域や校区内での行事に教員が積極的に参加していけるよう呼びかけるとともに、参加しやすい学校体制を整理していきます。																									
事業のコスト(単位:千円)		事業費		財源内訳				所用人員			備考																
				国支出金		県支出金		地方債権		その他特定財源		一般財源		正規		臨時嘱託											
25決算		2,729								2,729		2 人		1 人													
26決算(見込み)		2,703								2,703		2 人		1 人													
27当初予算		2,754								2,754		2 人		1 人													

平成27年度 甲賀市教育委員会施策の点検・評価シート(平成26年度実施事業)

事務・事業名	ふるさとに夢を育む、次世代教育支援事業[信楽高等学校地域支援協議会負担金]				新規/継続	継続	事業番号	8	事業の成果	指標名	考え方・定義・式	単位	25年度	26年度	27年度(目標)	
	事業所管課	教育総務課				評価者職名	課長			活動	啓蒙・啓発	○1日体験入学、オープンキャンパスの実施 ○伝統工芸士、特別講師による講座の開催	回	30	310	320
予算科目	会計	01	一般会計		評価者氏名	橋本 宗樹			事業番号	成果	入学者数	信楽高等学校入学者数【定数80名】	人	98	80	80
	款	10	教育費		連絡先	0748-86-8152(内線212)				指標で表せない成果						
項目	01	教育総務費		課メールアドレス	koka30100300@city.koka.lg.jp			事業の方向性	平成26年度から定数は120名から80名へと減少したが、新たに総合学科を開設し、特色ある本校のデザイン・セラミック系列について5名(毎年)全国募集を始めた。全国卒の入学生については、現在、2年生4名(入寮生3名)、1年生4名(入寮生3名)の計8名が県外から入学している。【三重県4名】【愛知県1名】【兵庫県1名】【京都府1名】【大阪府1名】また、地域支援協議会及び学校関係者の努力の甲斐もあり、平成26年度からは2年連続で募集定員80名を充足している。県内外から人と人との交流が生まれることを通じて、地域(甲賀市と他の自治体)同士の新たな結びつきも期待される。京都の八幡市からは中学校は違うが2年連続で入学があった。今後もアート留学を通じ、信楽の魅力を知ってもらい、やがては地域に根差した産業の担い手として活躍されることを期待するものである。							
目	02	事務局費		教育振興基本計画	コード	名称			●評価:適切・概ね適切・やや不適切・不適切							
開始年度	H 25	年度	終了年度	H 99	年度	教育分野	6	教育行政管理分野	事業の評価	項目	評価	コメント				
自治/法令	自治事務				教育施策の柱(大区分)	(1)	教育委員会の機能の充実	必要性		適切	今年度3年目を迎えた取り組みであり、信楽高等学校がより魅力と活力のある学校として地域に根付いていくことが必要であり、支援を続けたい。					
根拠法令・要綱等					教育施策(中区分)	②③	危機管理体制の堅持、効率的効果的な組織・機構のあり方の検討	有効性	概ね適切	講師の派遣をはじめ、県外中学校への広報宣伝や一日体験入学などの取り組みは、今後も含めたなかで入学生の実績だけでなく市の活性化に繋がる有効な事業であると考え。						
対象(誰を・何を)	信楽高等学校地域支援協議会・信楽高等学校				事業の対象				効率性	適切	限られた予算と組織体制のなかで、各事業については、信楽高等学校地域支援協議会で議論が重ねられて効率的に実施されている。					
意図(どういう状態にしたいのか)	地場産業の継承と発展振興等を担う人材育成のため、滋賀県立信楽高等学校が取り組んでいる専門的教育について側面から支援すること、魅力と活力ある高等学校づくりを目指す。信楽高等学校は県学校再編において存続の危機にあったが、強い地元の要望もあり平成26年度から総合学科が創設され、デザイン系列、セラミック系列、普通系列3系列からなる学校として再スタートを切っている。本校の特色である、全国から入学希望者を受け入れる「アート留学」をその入学枠に設けその活性化と教育の充実をとおした人材育成を目指す。				事業の内容				●事業の規模の判断:拡充・維持・縮小・休廃止 ●手法の改善の判断:維持・軽微な改善・抜本的改善・休廃止							
目的達成時の状況	信楽高等学校の取り組みを通じて、多くの若い技術者を育成し、市内工業会に人材を送り届けることで「ものづくりのまち甲賀」を次世代へ継承していく。				事業の内容				●事業の規模の判断:拡充・維持・縮小・休廃止 ●手法の改善の判断:維持・軽微な改善・抜本的改善・休廃止							
信楽高等学校地域支援協議会[甲賀市教育委員会、甲賀市総合政策部、産業経済部が委員として参画]が実施する下記の事業について支援するため、負担金を支払っている。				事業の内容				●事業の規模の判断:拡充・維持・縮小・休廃止 ●手法の改善の判断:維持・軽微な改善・抜本的改善・休廃止								
[事業]				事業の内容				●事業の規模の判断:拡充・維持・縮小・休廃止 ●手法の改善の判断:維持・軽微な改善・抜本的改善・休廃止								
(1)信楽高等学校への講師の派遣				事業の内容				●事業の規模の判断:拡充・維持・縮小・休廃止 ●手法の改善の判断:維持・軽微な改善・抜本的改善・休廃止								
①【伝統工芸士の派遣】・・・市内の伝統工芸士を市内に派遣する。(6月、11月、2月)各3回実施				事業の内容				●事業の規模の判断:拡充・維持・縮小・休廃止 ●手法の改善の判断:維持・軽微な改善・抜本的改善・休廃止								
②【特別講師の招致】・・・プロデザイナーや有名陶芸家を招聘し、専門性の高い授業を支援する。デザイン絵付け教室 陶芸の森(5月)、作陶作家による作陶指導(10月)				事業の内容				●事業の規模の判断:拡充・維持・縮小・休廃止 ●手法の改善の判断:維持・軽微な改善・抜本的改善・休廃止								
③【「ふるさと学」等体験活動の受け入れ】・・・生徒の学校外活動として、地元陶器企業等が授業の場を提供したり、職業体験活動等を支援する。登り窯焼成実習(12月)				事業の内容				●事業の規模の判断:拡充・維持・縮小・休廃止 ●手法の改善の判断:維持・軽微な改善・抜本的改善・休廃止								
(2)信楽高等学校の啓蒙啓発活動。				事業の内容				●事業の規模の判断:拡充・維持・縮小・休廃止 ●手法の改善の判断:維持・軽微な改善・抜本的改善・休廃止								
○京都府八幡市内中学4校、三重県伊賀市5校、愛知県常滑市4校等(7月)広報宣伝				事業の内容				●事業の規模の判断:拡充・維持・縮小・休廃止 ●手法の改善の判断:維持・軽微な改善・抜本的改善・休廃止								
○一日体験入学支援事業2回(8月、11月)				事業の内容				●事業の規模の判断:拡充・維持・縮小・休廃止 ●手法の改善の判断:維持・軽微な改善・抜本的改善・休廃止								
○オープンキャンパス(8月1日)				事業の内容				●事業の規模の判断:拡充・維持・縮小・休廃止 ●手法の改善の判断:維持・軽微な改善・抜本的改善・休廃止								
(3)地域支援協議会幹事会6回開催(5月、6月、8月、9月、12月、3月)、総会(5月)開催				事業の内容				●事業の規模の判断:拡充・維持・縮小・休廃止 ●手法の改善の判断:維持・軽微な改善・抜本的改善・休廃止								
●事業の規模の判断:拡充・維持・縮小・休廃止 ●手法の改善の判断:維持・軽微な改善・抜本的改善・休廃止																
担当課評価(1次評価)																
評価																
A																
平成26年度にスタートした総合学科のセラミック系列、デザイン系列に加えて、工業系学科の新設を県に要望しているところであり、引き続き、幅広く活躍する人材の持続的・安定的な育成、確保に繋がるよう検討しながら取り組みたい。																
教育委員会点検・評価(2次評価)																
評価																
A																
総合学科になってからの2年間は80名の定員を確保できているが、支援協議会の平成26年度決算では、翌年度への繰越金が約24万円となっており、さらに魅力的な授業等のために予算を有効に活用するべきである。また、総合学科になった際に定員が120名から80名に減少していることから、工業系学科の新設に向けた取り組みも充実させ、地元産業界の人材確保、さらには信楽高原鐵道の通学利用者の増加につなげるべきである。																
教育行政評価委員点検・評価(最終評価)																
評価																
B																
総合学科設置のために必要な事業であり、専門的な知識を学ぶ特別講師の派遣事業など、事業内容は評価できる。但し、繰越金が発生しているため、今後一層の適正な予算執行が望まれる。また、支援を受けた生徒が将来、甲賀市で就業するなど、費用対効果の検証がなされていないため、地域と生徒のつながりを深める等を検討し、対策を講じられたい。地場産業の継承と発展振興を担う人材育成という部分では、信楽高等学校の存続だけではなく、伝統工芸や美術を特色とした高等専門学校等の設立など、ダイナミックな構想も検討する必要がある。																
教育行政評価委員点検・評価結果を踏まえての教育委員会の今後の取り組み(具体的方策)等について																
当支援事業の地元雇用に関わる費用対効果については、地場産業への定着率など状況を勘案することとし、現役のアート留学生には信楽の魅力を感じてもらうために、地元産業界に触れる機会をさらに増やすなど、今後の事業展開を図ることとします。また、適正な予算執行となるよう信楽高等学校地域支援協議会へ指導助言を行うこととします。																
現在、県に対して、信楽高等学校の総合学科に工業系列の増設を要望していますが、提案のあった高等専門学校についても、より幅広く活躍できる人材の育成、持続的な人材確保の観点から、今後において働きかけを検討します。																
事業のコスト(単位:千円)	事業費	財源内訳					所用人員		備考							
		国支出金	県支出金	地方債権	その他特定財源	一般財源	正規	臨時嘱託								
25決算	1,000	0	0	0	0	1,000	人	人								
26決算(見込み)	1,000	0	0	0	0	1,000	人	人								
27当初予算	1,000	0	0	0	0	1,000	人	人								

平成27年度 甲賀市教育委員会施策の点検・評価シート(平成26年度実施事業)

事務・事業名	家庭教育指導員設置事業		新規/継続	継続	事業番号	40、41			
	家庭教育講座実施事業		事業所管課	こども未来課					
			評価者職名	課長					
予算科目	会計	01	一般会計	評価者氏名	島田 俊明				
	款	10	教育費	連絡先	電話86-8179(内線)230				
	項	05	社会教育費	課メールアドレス	koka30103700@city.koka.lg.jp				
目	01	社会教育総務費		教育振興基本計画	コード	名称			
開始年度	H 16	年度	終了年度	H 99	年度	教育分野	1	家庭教育	
自治/法令	自治事務								
根拠法令・要綱等	甲賀市教育委員会事務局組織規則 甲賀市家庭教育指導員規則								
対象(誰を・何を)	保育園や幼稚園等に入園するまでの乳幼児とその保護者等を対象にさまざまな事業や講座を実施するとともに、家庭教育の支援や子育てを応援するボランティアの育成を行う。								
意図(どういった状態にしたいのか)	講座等への参加を通して親子のコミュニケーションを高めるとともに、保護者等に子育てに関する学習機会を提供し、家庭教育の重要性を発信し、親子の育ちに繋がる家庭教育力の向上を支援する。また、家庭教育や子育てを地域のみならずで応援できるように、家庭教育を支える人材を育成する仕組みを構築する。								
目的達成時の状況	乳幼児が、「基本的な生活習慣を身につける」「自尊心を育てる」「心身の調和のとれた発達を図る」など、人として生きていくために必要で大切なことを学び、毎日をよりよく生きるための力を身につけることができる家庭環境が築かれる。								
事業の内容	1. 家庭教育指導員設置事業 家庭教育指導員 1名 (週5日勤務) 家庭教育の各種事業の企画立案、運営。保護者への育児アドバイス等								
	2. 家庭教育力の向上を支援する事業等 (1) 家庭教育の支援 ①家庭教育講座 ◆ベビーマッサージ講座、はじめまして親子講座、親子ふれあい運動広場、食育講座、孫育て講座等 10事業 延べ42回 参加者延べ1,326人 ②子育て親育ち講座 ◆保育園等での保護者と園児を対象とした講座(6園) 参加者518人 ◆小中学生講座(3小学校) 参加者 児童20人 ③子育て情報・交換の場の提供 ◆各講座を利用して、気軽に子育ての悩みが話せる・情報交換ができる場所を提供 (2) 家庭教育の情報提供 市広報紙、市ホームページ、地域情報基盤の活用、啓発冊子等								
	3. 家庭・地域社会の連携に関する事業等 (1) 地域との協働による家庭教育支援の推進 ①地域の人材育成 ◆家庭教育サポーター(23人)、ブックスタートサポーター(32人)、読み聞かせサポーター(17人)の養成。 ◆ブックスタートや園での読み聞かせ活動の実施。 (2) 家庭教育の啓発 ①ブックスタート ◆4か月健診の会場を利用して絵本の贈呈と読み聞かせ活動を実施 24回 参加者1,434人 ②乳幼児おはなし広場 ◆図書館において親子で絵本や手遊びを楽しんでもらう事業 24回 参加者493人 ③おはなしの本箱 ◆10か月健診の会場を利用して絵本に親しんでもらう事業 4回 参加者74人								
事業のコスト(単位:千円)	事業費	財源内訳				所用人員		備考	
		国支出金	県支出金	地方債権	その他特定財源	一般財源	正規		臨時嘱託
25決算	3,352		247		32	3,073	1		1
26決算(見込み)	3,346		241		33	3,072	1		1
27当初予算	3,444		305		51	3,088	1	1	
事業の成果	指標名	考え方・定義・式			単位	25年度	26年度	27年度(目標)	
	活動	開催回数	①各種事業、講座の開催回数 ②サポーター養成講座等実施回数		回	① 111 ② 7	① 103 ② 7	① 110 ② 7	
	成果	参加人数	①各種事業、講座の参加人数 ②サポーター養成数		人	① 4,655 ② 80	① 3,865 ② 72	① 4,000 ② 80	
指標で表せない成果									
◇市広報紙(隔月)により市民に対して家庭教育の重要性をシリーズ化して啓発を実施した。 ◇各事業、講座の開催を通して、会場での育児相談、子育て相談を受け、また、子育てに関する情報提供を行い、小さな子どもがいる保護者の育児不安の解消に努め、子育てを応援した。									
事業の評価	項目	評価	コメント						
	必要性	適切	核家族化の進行、共働き家庭やひとり親家庭の増加、地域における繋がり希薄化など社会状況の変化と価値観が多様化する中で、家庭や地域の教育力が低下してきており、子育てに対する負担や孤立感、不安感を持っている保護者への支援として必要。						
	有効性	適切	胎児期から園に入るまでのさまざまな発達段階の乳幼児とその保護者に対し、数多くのメニューを用意し、地域性も考慮しつつ子育てを考える場の提供を行っており、各講座等に多くの参加を得ている。						
効率性	適切	実施については、市職員のほか、家庭教育や子育てを地域のみならずで応援できるように、家庭教育の支援を担うボランティア(サポーター)を育成し、さまざまな活動に参画してもらうことにより、家庭教育支援事業が経済的かつ効果的・効率的に実施できている。							
●評価:適切・概ね適切・やや不適切・不適切									
事業の方向性	項目	判断	コメント						
	事業規模	拡充	家庭教育力が年々低下している中で、乳幼児期から心身ともに健康、安全に過ごすことができるよう、社会生活において必要となるルールやマナーについて学習する機会の提供は必要であり、基本的な生活習慣の確立をめざすため、事業のさらなる充実が必要。						
	手法改善	維持	概ね現在の手法を維持していくこととするが、家庭教育支援をより一層充実させるためには、地域の人材(サポーター)の養成とさらなる活動の場の提供が必要。また、乳幼児健診担当課と連携して実施の「おはなしの本箱」事業については、健診実施方法の変更や会場確保の面から十分実施できておらず、事業手法等の検討・協議が必要。						
●事業の規模の判断:拡充・維持・縮小・休廃止 ●手法の改善の判断:維持・軽微な改善・抜本的改善・休廃止									
担当課評価(1次評価)									
評価	コメント								
A	家庭教育指導員による事業の企画・運営は適切であり、加えてサポーターへのマネジメントも的確であることから、円滑に事業が実施できている。どの講座も多くの参加があり、各事業において実施したアンケート結果内容からも、事業の目的が一定達成できていると実感できる。今後は、より一層の効果的な情報提供を行い、必要な人に必要な支援が届くような取り組みが必要。								
教育委員会点検・評価(2次評価)									
評価	コメント								
A	核家族化の進行、家庭や地域における人と人とのつながりの希薄化などから孤立した中で子育てをしている保護者が増えていることから、子育てに関する講座やイベントへの参加を促すことは大切なことである。今後はサポーターの養成も含め、様々な工夫をしながら広く市民に周知を図りながら事業を継続していくべきである。								
教育行政評価委員会点検・評価(最終評価)									
評価	コメント								
A	近年地域社会を構築する各家庭においては、核家族化が進み3世代同居世帯が少なくなってきており、今後この状況は更に進むと考えられる。その状況の中、家庭教育指導員が地域に出向いて、子育て世代をサポートすることは重要であり、時代に即応した事業であると評価できる。しかしながら、類似事業が、市やそれぞれの保育園や地域にあり、事業として調整する必要性を感じる。また、事業の参加者に対する保険が設定されていないため、万が一の際の対応も検討されたい。今後は、多くの子育て中の保護者にこの事業が浸透していくよう、より一層の広報活動をお願いする。								
教育行政評価委員会点検・評価結果を踏まえての教育委員会の今後の取り組み(具体的方策)等について									
家庭教育支援事業活動の質・量のさらなる充実を図っていきます。具体的には、これまでの事業活動に加え、特に取り組みを強化する内容としては、地域の人材(家庭教育サポーター)の育成・活動の場の拡大、相談支援活動の充実、さらには家庭教育の重要性の発信方法を工夫するとともに、講座等の参加者増加のための事業周知等引き続き積極的な広報活動に努めます。また、子育て支援に係る類似事業の把握を行い、関係部署・関係団体等と検討・調整の上、事業の統合・見直し又は新たな協働実施の可能性の検討を進めていきます。									

平成27年度 甲賀市教育委員会施策の点検・評価シート(平成26年度実施事業)

事務・事業名		青少年育成推進員の設置		新規/継続	継続	事業番号	51	
予算科目	会計	01	一般会計	事業所管課	社会教育課			
	款	10	教育費	評価者職名	課長			
	項	05	社会教育費	評価者氏名	澤田邦広			
	目	01	社会教育総務費	連絡先	0748-86-8022(青少年育成係)内線240			
開始年度	H 16	年度	終了年度	H 99	年度			
自治/法令	自治事務							
根拠法令・要綱等	青少年育成推進員規則							
対象(誰を・何を)	青少年及び青少年育成関係団体							
意図(どういった状態にしたいのか)	青少年育成推進員は、市教委が実施する青少年向けの事業等に関わるとともに、青少年育成市民会議など青少年育成関係団体への指導、助言を通じて、青少年の健全育成を推進する。							
目的達成時の状況	青少年が心身ともにたくましく、心豊かに成長し次代の甲賀市を担う人材となってくれることを目指す。							
事業内容	<p>■非常勤嘱託職員として青少年育成推進員3名を配置し、以下の業務を行う。</p> <p>■勤務状況は週5日勤務</p> <p>■主な業務</p> <p>▼青少年育成にかかる事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青少年育成係が担当するキャンプ等自然体験活動や成人式など事業を専門的な知識や経験を生かして参画し、推進する。また、青少年育成団体や地域等の青少年活動に際しての相談や指導支援を行う。 <p>▼青少年育成に必要な情報の収集及び提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青少年育成団体及び関係機関との連携、連絡調整 <p>▼青少年育成市民会議の事務担当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青少年育成推進員は、青少年育成市民会議本体の事務局担当としてその業務支援にあたる。 <p>▼かふか21子ども未来会議の運営支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青少年育成推進員は、かふか21子ども未来会議の運営が実行委員会形式で実施されていることから、その支援を行う。 							
	事業の方向性	項目	判断	コメント				
	事業規模	維持	社会ニーズがある中で、事業への関わりとして現在の状態を下回ることなく維持することが大切である。					
	手法改善	抜本的改善	合併時以降青少年育成推進員は、旧町単位の地域の拠点公民館に配置され、地域の特性にあった活動支援を行ってきた。合併10年が経過した今、市全体の均衡ある青少年育成事業を展開するうえで拠点施設を設け、青少年育成推進員を集結し、市全体を見通した活動を行う必要がある。					
●事業の規模の判断: 拡充・維持・縮小・休廃止 ●手法の改善の判断: 維持・軽微な改善・抜本的改善・休廃止								
評価	担当課評価(1次評価)							
B	平成23年度以降、新たなまちづくりの取り組みとして、学区単位の自治振興施策が展開されている中、3人で多数の地域を対象とした取り組みには限界がある。市全体を見通した取り組みを推進していくことが大切である。							
教育委員会点検・評価(2次評価)								
B	従来からの青少年育成団体等への活動支援に加え、推進員が中心となって企画・運営にあたる新しい青少年育成事業の展開も必要と考える。このことを課題としながら専門職員としての指導力の向上を目指す。							
教育行政評価委員点検・評価(最終評価)								
A	配置人員は以前より減少しているが、現状の嘱託職員の能力は高く、また、青少年関係団体等利用者数も増加しており、評価に値すると判断する。但し、業務の中身を見ると、事務連絡調整的な業務が目立つため、各種団体の自主運営を指導・展望して本来の地域活動への指導・助言に重点がおけるよう体制の整備が必要である。今後も、指導助言を図れる能力を高め、社会教育主事等の資格を有する人材を登用するなど、更なる充実を図りたい。							
教育行政評価委員点検・評価結果を踏まえての教育委員会の今後の取り組み(具体的方策)等について								
平成27年度から甲南青少年研修センターを直営化し、青少年育成推進員や自然活動指導員の専門職員を集合させたことから、当該施設を活用しながら青少年健全育成事業の充実を図ります。また、今後も青少年活動の現状や課題の把握に努め、青少年育成団体等との関わりを大切にしながら、相互の役割を明確にし必要に応じて指導、助言等を行うなど、地域活動等における青少年の健全育成に努めます。								
事業のコスト(単位:千円)	事業費	財源内訳				所用人員		備考
		国支出金	県支出金	地方債権	その他特定財源	一般財源	正規	臨時嘱託
25決算	5,197					5,197	人	3人
26決算(見込み)	6,098					6,098	人	3人
27当初予算	4,324					4,324	人	2人
1人は正規職員振替								

平成27年度 甲賀市教育委員会施策の点検・評価シート(平成26年度実施事業)

事務・事業名		新規/継続		継続	事業番号	56					
無職少年対策・薬物乱用防止対策		事業所管課		社会教育課							
		評価者職名		課長							
		評価者氏名		澤田邦広							
		連絡先		0748-86-8022(青少年育成係)内線240							
		課メールアドレス		koka30104500@city.koka.lg.jp							
予算科目	会計	01	一般会計		教育振興基本計画	コード	名称				
	款	10	教育費			教育分野	4	社会教育			
	項	05	社会教育費			教育施策の柱(大区分)	(3)	青少年の健全育成			
目	01	社会教育総務費		教育施策(中区分)	②	青少年の居場所づくり					
開始年度		H 16 年度	終了年度		H 99 年度						
自治/法令		自治事務									
根拠法令・要綱等		・無職少年等非行防止対策事業費補助金交付要綱 ・薬物乱用防止啓発活動補助金交付要綱									
対象(誰を・何を)		無職少年対策については、義務教育を卒業した少年たちで進学せず、定職に就かない少年及びその保護者 薬物乱用防止対策については、小・中学生の児童、生徒及び関係者全般									
意図(どういう状態にしたいのか)		無職少年への就労、就学への指導、助言を行うことで自立更生へとつなげる。 薬物乱用防止対策については、警察や少年補導委員等関係機関等とも連携のうえ啓発活動に取り組み、薬物乱用を許さない社会環境づくりに努める。									
目的達成時の状況		刑法犯少年の検挙数は減少傾向にあるものの、不良行為少年は県内も増加しつつある。犯罪に巻き込まれる青少年を減らすとともに一人でも多くの青少年を就学、就労につなぎ、青少年が心身ともにたくましく、心豊かに成長し、次代の甲賀市を担う人材となってくれることを目指す。									
事業の内容		<p>【無職少年対策(平成26年度補助対象事業費 2,957千円 県補助金1,100千円)】 無職少年等の非行に陥りやすい少年に対し、次の非行防止活動事業を実施するとともに更生に向けた支援を行う。</p> <p>①無職少年対策指導員を配置 1人 ②街頭補導活動及び相談活動の実施 ③街頭啓発及び啓発資材の配布 ④関係団体等との連絡会議、研修会の開催 ⑤個別無職少年の自立更生支援活動の実施</p> <p>【薬物乱用防止対策(平成26年度補助対象事業費 159千円 県補助金159千円)】 次の事業の実施により地域の特性に応じた活動を行い、滋賀県、滋賀県薬物乱用対策推進本部及び各関係機関・団体と密接に連携し、「覚せい剤・シンナー乱用防止強化運動」等各種運動を通じてより一層の啓発を行う。</p> <p>①連絡会議の開催 ②地域住民のつどいの開催(薬物防止教室の開催) ③街頭啓発及び啓発資材の配布 ④機関紙による広報・啓発</p>									
事業の成果		指標名		考え方・定義・式		単位	25年度	26年度	27年度(目標)		
		活動	無職少年の自立更生支援	対象少年における就労等斡旋少年の率		%	21.4	30	30		
		成果	相談件数	学校・学業、就職・仕事に関する来所、電話、メール等の合計		件	115	72	100		
事業の評価		指標で表せない成果									
		○無職少年対策として、一人ひとりに向かい合う支援が重要なことから、少年センターを拠点とした相談、指導助言、市内巡回、啓発広報等を実施している。その活動を実施していく中で地域の方々の理解や協力を得て、地域ならではの見守りの意識や地域の教育力の向上などに影響を与えている。 ○薬物乱用防止対策については、全国的にも青少年にその使用が拡大しつつある中で、小中学生を対象とした教室を平成25年度は15学校、平成26年度は21学校で開いている。「こわいものとわかった」「今日の学習でよくわかった」「いろんなものがあることがとわかった」などの感想をきくなど、正しい知識と使用の仕方での危険であることを周知を行い、活動が効果的であることを印象づけている。									
事業の方向性		項目	評価	コメント							
		必要性	適切	無職少年への就労、就学への指導、助言を行うことで自立更生へとつなげることが必要。 薬物乱用防止対策については、薬物乱用を許さない社会環境づくりに努める必要がある。							
		有効性	適切	無職少年への就労、就学への指導、助言を専門的に関われる組織及び人材を配置することで自立更生へとつなげることが有効。また薬物対策については、犯罪が若年化傾向にある中で薬物との出会いも青少年期が多いことから、早期対応としてのその啓発が有効である。							
		効率性	適切	多くの啓発活動を行うことで、少年補導委員をはじめとする多くの青少年の育成指導者の方々に関わりを持っていただき、牽いては、地域にその活動や意識が浸透することで、地域の見守り意識や教育力の向上に役立つ。							
		●評価:適切・概ね適切・やや不適切・不適切									
事業の内容		項目	判断	コメント							
		事業規模	維持	今後も継続した取り組みが必要である。							
		手法改善	維持	無職少年対策については、一人ひとりと向かい合う支援が必要なことから、その実務のノウハウを継承していくうえでも関係機関と連絡を密にしなが、指導員を筆頭に対応していく。また薬物乱用防止対策においても、啓発を引き続き実施していく。							
		●事業の規模の判断:拡充・維持・縮小・休廃止 ●手法の改善の判断:維持・軽微な改善・抜本的改善・休廃止									
事業の内容		評価	コメント								
		A	無職少年対策、薬物乱用防止対策を効果的に実施するには、少年センター職員をはじめ少年補導委員、警察、行政等関係機関との連携は大切な要素であり、初期対応から解決に至る過程も複雑多岐にわたることから、常に連絡を密にして行う必要がある。								
事業の内容		評価	コメント								
		A	1人ひとりの少年と向かい合い、適切な指導、助言を担うには、専門的知識の習得をはじめ多様な経験を有する指導者が必要である。このことから有効に県補助を活用しながら地道な取り組みが実践されている。								
事業の内容		評価	コメント								
		A	少年センターや、少年補導員の設置は、青少年の非行防止、健全育成にとって欠くことができない事業である。その中で、少人数にもかかわらず、街頭啓発・相談活動、薬物防止教室の開催により取り組みとして効果が上がっていると評価でき、指導員の方々に敬意を表するものである。今後も、教育委員会として、指導員の活動のバックアップを行い、実践された取り組みを一層、広報して市民への情報提供に努められたい。また、無職少年の受け入れ企業と理解ある経営者の拡大のため、参画企業等には特典を与える等、特別な対応も検討されたい。								
事業の内容		教育行政評価委員点検・評価結果を踏まえての教育委員会の今後の取り組み(具体的方策)等について									
		無職少年対策については、それに至った原因や理由等しっかり把握することに努めながら、職業安定所や受け入れ企業等との連携を密にし、引き続き立ち直り支援に取り組みます。薬物乱用防止対策については、少年センター職員をはじめ警察や少年補導委員と協力し効果的に実施します。また、少年センターの活動を関係者を始め広く市民に周知することで無職少年の実態や薬物乱用の危険性を多くの人に理解していただくとともに、少年センター活動への理解を深め、市民、企業等へ協力の輪を広げていきます。さらに、無職少年の受け入れ企業と理解ある経営者の拡大のため、受け入れ企業等に対する支援の研究を行います。									
事業のコスト(単位:千円)		財源内訳					所用人員			備考	
事業費		国支出金	県支出金	地方債権	その他特定財源	一般財源	正規	臨時嘱託			
25決算	2,921		1,259			1,662	人	1人			
26決算(見込み)	3,116		1,259			1,857	人	1人			
27当初予算	3,194		1,330			1,864	人	1人			

平成27年度 甲賀市教育委員会施策の点検・評価シート(平成26年度実施事業)

事務・事業名		甲賀市美術展開催事業		新規/継続	継続	事業番号	66		
予算科目		会計	01 一般会計	事業所管課	文化スポーツ振興課				
		款	10 教育費	評価者職名	課長				
		項	05 社会教育費	評価者氏名	黒田芳司				
		目	06 文化振興事業費	連絡先	0748-86-8023				
		開始年度	H 17 年度	終了年度	H 99 年度				
自治/法令		自治事務							
根拠法令・要綱等		甲賀市美術展覧会開催要項							
対象(誰を・何を)		甲賀市・湖南市内に在住または通勤・通学する者を対象に美術作品の募集を行う。							
意図(どういう状態にしたいのか)		広く市民の文化芸術への関心を高め、創作作品の発表と鑑賞の機会を設け、市民が明るく楽しい文化生活を実現することを目的として開催する。							
目的達成時の状況		文化芸術に対する市民の関心が高まり、心豊かで潤いのある文化的な生活を実現する。							
事業の内容		<p>美術展覧会は、平面(日本画、洋画、版画等)、工芸・立体(彫刻・立体造形等)、書、写真の4部門の作品を募集し、展示を行う事業である。出品された作品は、各部門からの審査員により審査され、入選した作品を展示し、入選作品のなかから各部門毎に表彰を行う。</p> <p>○平成26年度 第10回甲賀市美術展覧会</p> <p>第10回を迎える美術展覧会を記念して、作品講評会の開催、「甲賀市展10周年記念賞」の設置を行い実施した。</p> <p>・会場 : 書、工芸・立体部門 あいこうか市民ホール 平面、写真部門 碧水ホール</p> <p>・会期 : 平成27年 2月28日(土)～ 3月 8日(日)</p> <p>・応募資格 : 甲賀市、湖南市内在住または通勤・通学する方(中学生は応募できません)</p> <p>・応募部門 : 平面、工芸・立体、書、写真</p> <p>・出品点数 : 1人につき平面、工芸、立体、書部門は1点、写真部門は2点以内</p> <p>・出品料 : 作品1点につき500円(18歳未満無料)</p> <p>・表彰式 : 平成27年 3月 8日(日)</p> <p>・講評会 : 平成27年 3月 8日(日) 各会場で審査員による作品の講評 160人参加</p> <p>・出品点数 : 平面 91点 工芸・立体 45点 書 80点 写真 95点 計311点</p>							
事業の方向性		項目	判断	コメント					
		事業規模	維持	必要性・有効性とも高い事業であり、現在の規模を維持すべき事業である。					
		手法改善	維持	効率的で充実した運営を行うためには専門的な知識を持った実行委員の存在が不可欠となっている。10回を迎え長く実行委員を続けておられる方もあり、後継者育成も考える必要がある。					
		●事業の規模の判断: 拡充・維持・縮小・休廃止 ●手法の改善の判断: 維持・軽微な改善・抜本的改善・休廃止							
事業の成果		指標名	考え方・定義・式	単位	25年度	26年度	27年度(目標)		
		活動	美術展の実施	年1回開催(休館日を含み会期9日間)	回	1回	1回	1回	
		成果	出品数 入場者数	延べ数	点 人	279点 2,445人	311点 2,860人	320点 2,900人	
		指標で表せない成果							
		<ul style="list-style-type: none"> 美術展覧会開催により芸術に対する関心が高まり、文化振興の活性化が期待できる。 作品出品者同士の交流による意見交換等を行うことができ、今後の作品創作の参考とすることができる。 優れた作品を鑑賞することで、心豊かな生活を送ることができる。 							
事業の方向性		項目	評価	コメント					
		必要性	適切	作品の発表、鑑賞の機会を設けることで、文化芸術に対する関心が高まるとともに、市民の文化芸術のレベルを向上させることができる、また、ジャンルの異なる文化活動者の交流の場となり、文化振興活性化のためには必要である。					
		有効性	適切	美術展覧会を通じて多くの人の目に触れることで出品者は自らの作品の評価を受ける機会となっている。特に作品講評会は、自らの作品の上達のためには有効な場となっており、出品者の関心も高い。26年度に初めて開催した作品講評会は好評で160人の参加者があった。出品者以外の来場者も優れた作品を鑑賞することができ、文化振興のためには有効である。					
		効率性	適切	美術展覧会は、専門の知識を持つ実行委員の意見を取り入れて事業を行っており、準備から実施まで効率よく行われている。					
		●評価: 適切・概ね適切・やや不適切・不適切							
事業の内容		項目	判断	コメント					
		事業規模	維持	必要性・有効性とも高い事業であり、現在の規模を維持すべき事業である。					
		手法改善	維持	効率的で充実した運営を行うためには専門的な知識を持った実行委員の存在が不可欠となっている。10回を迎え長く実行委員を続けておられる方もあり、後継者育成も考える必要がある。					
		●事業の規模の判断: 拡充・維持・縮小・休廃止 ●手法の改善の判断: 維持・軽微な改善・抜本的改善・休廃止							
事業の内容		評価	コメント						
		A	美術展覧会を通じて、市民の文化芸術力の向上に大きく貢献している。また、まちの活力の源となる人と人との交流を積極的に進める機会となっており、文化活動者相互の交流の中で新たな文化芸術活動が期待できると共に後継者育成の機会にもなる。						
		教育委員会点検・評価(2次評価)							
		評価	コメント						
		B	文化美術の発表の場としての市美術展の開催は有意義であるが、地域文化の裾野を広げる目的においては、現在の事業企画・運営方法にもう少し工夫を凝らす必要性を感じる。						
		教育行政評価委員会点検・評価(最終評価)							
		評価	コメント						
		B	合併前から続いている格式のある展覧会で、審査委員による講評を行っていることは大変有意義なことと評価できる。但し、甲賀市・湖南市民の出品に限られており、いこか(伊賀・甲賀・亀山)による異文化交流を含めた開催等今後の参加枠の拡大に期待したい。また、市内の誰もが出品・出展しやすくするため、初めての参加者が気軽に出品できる部門を新設したり、委員についても、専門家だけでなく、広く一般から選出するなど工夫が必要と感じる。事業費を見ると、委員への謝礼が多くを占めており、事業に見合った費用など見直しも検討されたい。						
		教育行政評価委員会点検・評価結果を踏まえての教育委員会の今後の取り組み(具体的方策)等について							
		これまでの展覧会の趣旨を基本としながら、市外も含め一般の方も参加できる美術展の展開が可能かどうか、今後検討を進めていきます。また、委員の選任や事業費等については近隣市町の状況も勘案しながら検討することとします。なお、出品に対する工夫については、市ホームページや広報誌を活用しながら、誰もが出品しやすい美術展としてより一層のPRに努めます。							
事業のコスト(単位:千円)		財源内訳				所用人員			備考
事業費		国支出金	県支出金	地方債権	その他特定財源	一般財源	正規	臨時嘱託	
25決算		966			131	835	1人	0人	
26決算(見込み)		1,082			145	937	1人	0人	
27当初予算		1,178			130	1,048	1人	0人	

平成27年度 甲賀市教育委員会施策の点検・評価シート(平成26年度実施事業)

事務・事業名	あいの土山文化ホール指定管理委託、甲賀創健文化振興事業団文化事業委託、あいの土山文化体育振興会スポーツ施設指定管理委託、甲賀B&G海洋センター指定管理委託等		新規/継続	継続	事業番号	77・78・79・80		指標名	考え方・定義・式	単位	25年度	26年度	27年度(目標)	
			事業所管課	文化スポーツ振興課				活動	指定管理委託	指定管理業務委託 一式	式	一式	一式	一式
			評価者職名	課長				成果	利用者数	指定管理業務委託施設総利用者数	人	122,724	127,011	131,000
			評価者氏名	黒田芳司				指標で表せない成果						
予算科目	会計	01	一般会計		連絡先	0748-86-8023		各施設条件が異なるため、平成26年度各施設の内訳を以下に記す。						
	款	10	教育費		課メールアドレス	koka30107000@city.koka.lg.jp		○あいの土山文化ホール 6,807人						
	項	05	社会教育費		コード	4・5		○甲賀創健文化振興事業団文化事業 1,022人						
	目	06	文化振興事業費		名称	社会教育 歴史・文化財保護及び文化振興		○土山体育館 12,695人						
開始年度	H 16	年度	終了年度	H 99	年度	教育分野		○土山室内運動場 12,008人						
自治/法令		自治事務						教育施策の柱(大区分)		(7)・(6)				
根拠法令・要綱等		甲賀市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例						教育施策(中区分)		①・①③				
対象(誰を・何を)		公の施設を利用する市民に対し、民間能力を活用した指定管理委託により、より利用しやすい適切な維持管理を図る。												
意図(どういう状態にしたいのか)		多様化する住民ニーズにより効果的効率的に対応するため、公の施設の管理等において、民間の経営手法を活用し、より一層の市民サービスの向上と施設の利用増進を図る。												
目的達成時の状況		現在は、旧町の流れを継承した2つの財団法人による一部施設の指定管理委託と、市直営による維持管理が混在しているため、市内全ての文化・スポーツ施設を一括で指定管理委託することによる効果的かつ経済的な委託を目指すものである。												
事業の内容		<ul style="list-style-type: none"> ○あいの土山文化ホール指定管理委託 41,000,000円 本施設の施設貸出・受付業務、展示業務、備品貸出業務、広報宣伝業務、自主事業業務、施設維持管理業務、その他市内各ホールのアドバイザー業務及び自主事業プロデュース業務 ○甲賀創健文化振興事業団文化事業委託 3,499,200円 各種教室開催事業(陶芸、絵手紙、津軽三味線、絵画等) ○あいの土山文化体育振興会スポーツ施設指定管理委託 11,450,000円 当該施設(土山体育館・土山室内運動場・土山運動場・土山テニスコート)の施設貸出・受付業務、展示業務、備品貸出業務、広報宣伝業務、自主事業業務、施設維持管理業務 ○甲賀B&G海洋センター指定管理委託 50,000,000円 施設貸出・受付業務、展示業務、備品貸出業務、広報宣伝業務、自主事業業務、施設維持管理業務 <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市直営管理経費(文化施設) <ul style="list-style-type: none"> ・あいこうか市民ホール 117,483,156円(使用料収入6,121,800円) ・碧水ホール 11,447,526円(使用料収入4,412,900円) ・甲南情報交流センター 19,228,079円(使用料収入3,512,600円) ○市直営管理経費(スポーツ施設) <ul style="list-style-type: none"> ・水口体育館 5,359,011円(使用料収入1,107,420円) ・岩上体育館 3,761,646円(使用料収入687,820円) ・甲南B&G海洋センター他 23,027,321円(使用料収入4,485,820円) ・信楽体育館 5,291,269円(使用料収入610,800円) ・信楽運動公園 10,657,559円(使用料収入0円) <p>※甲南中央運動公園及び信楽中央運動公園の使用料は、都市公園使用料のため上記には含んでいない。</p>												
事業の方向性		項目		判断		コメント								
		必要性		適切		文化施設、スポーツ施設共に適切な維持管理を行うため、指定管理委託を行うことは必要である。								
		有効性		適切		適切な維持管理業務や効果的な自主事業の運営について、民間の経営ノウハウを活用することは有効である。								
		効率性		やや不適切		市内全ての施設を指定管理者へ委託するには至ならず、直営施設と混在している点は、やや非効率的である。								
		●評価:適切・概ね適切・やや不適切・不適切												
		項目		判断		コメント								
		事業規模		拡充		現在部分的となっている指定管理者委託業務を、市内全ての施設を一括委託していけるよう調査を進める。								
		手法改善		抜本的改善		旧2町のエリアにある施設を2つの財団に委託しているが、一括委託するためには財団の根本的組織改革についての協議から進める必要がある。								
		●事業の規模の判断:拡充・維持・縮小・休廃止 ●手法の改善の判断:維持・軽微な改善・抜本的改善・休廃止												
		担当課評価(1次評価)												
		評価		コメント										
		B		将来的には課題はあるものの、委託範囲の施設については両財団共、適切に管理運営されており、市民の利用増進に寄与できている。今後、市民にとってより利用しやすい運営となるよう努めていくと共に、新たな委託形態による管理運営について、慎重に協議検討を進める。										
		教育委員会点検・評価(2次評価)												
		評価		コメント										
		B		文化・スポーツ施設にあつては、財団法人及び民間事業者への指定管理委託をはじめ、市直営による維持管理など複数の管理形態が存在している。ほとんどの施設が旧町の流れを踏襲していることから、必要経費やサービス面において客観的な調査比較を行い、それらの結果を踏まえた機能性のある効率的な施設管理の在り方を検討する必要がある。										
		教育行政評価委員点検・評価(最終評価)												
		評価		コメント										
		C		平成24年度に同事業を評価しているが、以後具体的な施設管理についての検討や組織の見直し協議が進んでいないように見受けられる。市内に多く存在する施設について一括して管理運営を行うことでコスト削減ができると考えられ、将来的に全て指定管理とすることも含めて、サービスの向上はもとより、費用対効果を検証されたい。										
		教育行政評価委員点検・評価結果を踏まえての教育委員会の今後の取り組み(具体的方策)等について												
事業のコスト(単位:千円)		事業費		財源内訳				所用人員		備考				
				国支出金	県支出金	地方債権	その他特定財源	一般財源	正規	臨時嘱託				
25決算		95,415						95,415	1人					
26決算(見込み)		105,949						105,949	1人					
27当初予算		112,100						112,100	1人					
過去の検討結果を再検証し一括指定管理委託による効果的な運営も視野に入れながら、平成31年度を目標として、法的整備や関係団体との協議を進めてまいります。														

平成27年度 甲賀市教育委員会施策の点検・評価シート(平成26年度実施事業)

事務・事業名		指定文化財保存修理事業		新規/継続	継続	事業番号	96		指標名	考え方・定義・式	単位	25年度	26年度	27年度(目標)	
予算科目目	会計	01	一般会計	事業所管課	歴史文化財課				活動	保存修理事業計画	270件を超える文化財を有する甲賀市の文化財保存修理事業の計画的実施	件	国指定…1件 県指定…1件 市指定…3件	県指定…1件 市指定…5件	国指定…1件 国登録…1件 県指定…1件 市指定…1件
	款	10	教育費	評価者職名	課長				成果	修理の達成状況	当初の計画に対する達成状況	%	100%	100%	
	項	05	社会教育費	評価者氏名	奥田 邦彦				指標で表せない成果						
	目	04	文化財保護費	連絡先	0748—86—8026 内線330				指定を推進することで、活用に必要な情報公開と、教育資源、観光資源として周知ができる。						
開始年度	16年度		終了年度	99年度											
自治/法令															
根拠法令・要綱等	文化財保護法・滋賀県文化財保護条例、甲賀市文化財保護条例		教育振興基本計画		教育分野	5	歴史、文化財保護及び文化振興								
対象(誰を・何を)	国・県・市の指定を受けた貴重な文化財を後世に継承するために、補助事業により適切な修理を施行する。		教育施策の柱(大区分)		(4)	歴史的・文化的資源の継承と活用									
意図(どういう状態にしたいのか)	貴重な文化財を適切に保存するために、長年の経過により破損、腐朽した箇所を調査しながら価値を損なわないよう、専門的な修理を施し、文化財がもつ本来の歴史的な姿を復元する。		教育施策(中区分)		①	文化遺産の保存、継承及び積極的な活用									
目的達成時の状況	事業の完了後は、教育振興基本計画にある文化遺産の保存、継承及び積極的な活用が達成でき、地域の宝として公開しまちづくりに活かすことができる。								項目	評価	コメント				
事業の内容	① 滋賀県指定有形文化財「檜尾神社本殿」の保存修理								必要性	適切	文化財の現状を変更することなく、次代に継承するための文化財保護の基本となる事業である。				
	檜尾神社が事業主体となり、滋賀県、甲賀市から補助により実施する。実施に当たっては滋賀県に委託し、文化財保護課の建造物専門技師の設計監理により、建築状態を調査しながら、使用できる部材、取り替える部材を見極めて文化財としての価値を損なわない保存修理を実施する。また剥げ落ちた彩色は当初あった彩色へと復元し、最終年度に修理報告書を刊行する。解体途中には建造物修理の現場を広く公開する見学会を開催して、市民の関心を高める。								有効性	適切	文化財の保護のためには必ず実施すべき事業であり、事業完了後は地域の貴重な文化遺産として公開活用でき、広くまちづくりの資源として活かせる。				
	【修理内容】【総事業費】190,000千円【県補助金総額】113,999千円【市補助金総額】31,570千円 県補助金60% 市補助金は残額の1/2(但し限度額10,000千円) 平成25年度 仮設工事(素屋根建設)、屋根の一部解体工事 【事業費】12,137千円【県補助金】7,282千円【市補助金】2,427千円【地元負担】2,428千円 26年度 身舎全面解体工事 基壇部分の発掘調査 木工事 【事業費】45,713千円【県補助金】27,427千円【市補助金】9,143千円【地元負担】9,143千円 27年度 組み立て工事、彩色工事、基礎工事、屋根工事 【事業費】70,000千円【県補助金】42,000千円【市補助金】10,000千円【地元負担】18,000千円 28年度 屋根工事、素屋根解体、竣工図作成、修理報告書作成 【事業費】62,150千円【県補助金】37,290千円【市補助金】10,000千円【地元負担】14,860千円								効率性	概ね適切	文化財修理の場合、腐朽状態や当時の技法を調査しながら慎重に修理工事を進めるため、通常の工事よりも長期間を要するが、保存事業には必要な期間と考える。				
	② その他の指定文化財保存修理事業								●評価:適切・概ね適切・やや不適切・不適切						
25年度 水口曳山保存修理(松原町・天王町)、飯道寺収蔵庫改修事業、檜尾寺木造釈迦如来立像薫蒸事業 【市補助金】966千円 26年度 水口曳山保存修理(大原町曳山修理、大原町・旅籠町山倉修理、旅籠町見送り幕修理、大池町用具修理) 【市補助金】390千円 27年度 水口曳山保存修理(大原町、他)国指定飯道神社屋根改修事業 国登録仁木家住宅改修事業 【市補助金】7548千円								●事業の規模の判断:拡充・維持・縮小・休廃止 ●手法の改善の判断:維持・軽微な改善・抜本的改善・休廃止							
								担当課評価(1次評価)							
								項目 判断 コメント							
								事業規模 維持 国、県指定の保存修理では、数年前から破損状況を国、県に説明し、破損がひどく緊急性の高いものを優先して対象物件を決めており、さらに所有者としての地元負担を勘案して事業規模を決定している。							
								手法改善 維持 文化財の所有者が事業主体であり、所有者が実施する修理事業に対する補助事業として実施しているが、専門性の高い事業のため、国、県指定については県教育委員会に委託し、水口曳山については修理委員会の指導を得るなど、価値を損なわない修理に努めている。							
								●事業の規模の判断:拡充・維持・縮小・休廃止 ●手法の改善の判断:維持・軽微な改善・抜本的改善・休廃止							
								教育委員会点検・評価(2次評価)							
								項目 判断 コメント							
								A 先人から受け継がれた貴重な文化財を次世代に引き継ぐことは我々の責務であり、そのための基本となる保存修理を適切に施し、文化財の価値を損ねない修理方法が求められるが、専門分野の委員の意見をいただくとともに、滋賀県教育委員会文化財担当者と密接に連携しながら実施することができた。							
								教育行政評価委員点検・評価(最終評価)							
								項目 判断 コメント							
								A 最初に、保存修理の現場を視察し、その技法を間近で見学できたことは大変貴重な経験であり、地元や説明された滋賀県の職員の方に感謝申し上げます。甲賀市は、県内でも数多く文化財を有する。この貴重な文化財を次世代に引き継ぐため、修理の方法や順序を文章化して保存して欲しい。また、魅力のある甲賀の文化遺産を観光部門とタイアップしPRすることで、市民が文化財に触れる機会が増えることを望む。							
								教育行政評価委員点検・評価結果を踏まえての教育委員会の今後の取り組み(具体的方策)等について							
								文化財の価値を継承するために、文化財修理の基本的な考え方や進め方、具体的な方法を文章にまとめ、また地域へも文化財修理の考え方や進め方を周知することとします。また、修理現場を広く市民に公開する現場説明会を開催するなど、文化財に親しむ機会が充実するよう努めていきます。今後については、観光部局とも手を結び、各地にある文化遺産をルート化し、観光ボランティアガイドと連携することで、市民はじめ観光客にも甲賀市の文化財の豊かさ、貴重性を知っていただく機会を増やしていきたいと考えています。							
事業のコスト(単位:千円)	事業費	財源内訳					所用人員			備考					
		国支出金	県支出金	地方債権	その他特定財源	一般財源	正規	臨時嘱託							
25決算	3,393	0	0	0	0	3,393	0.5	人	0	人					
26決算(見込み)	9,533	0	0	0	0	9,533	0.5	人	0	人					
27当初予算	17,548	0	0	0	0	17,548	0.5	人	0	人					

■ 甲賀市教育行政評価制度の概要

1. 甲賀市教育行政評価委員会の構成

甲賀市附属機関設置条例に基づき下記のとおり委嘱しました。

(資料「甲賀市附属機関設置条例」参照)

人数：5人

委員名簿

役職	氏名	分野	任期
委員長	西村 泰雄	社会教育経験者	平成26年6月1日～平成28年5月31日
副委員長	竹崎 文雄	教育行政経験者	平成26年6月1日～平成28年5月31日
委員	瀬古 祐嗣	学校教育経験者	平成26年6月1日～平成28年5月31日
委員	前川 志津子	学校教育経験者	平成26年6月1日～平成28年5月31日
委員	池内 要一	民間企業経営者	平成26年6月26日～平成28年6月25日

2. 甲賀市教育行政評価委員会の活動経過

甲賀市教育行政評価委員会は、点検・評価対象事業を選定し、教育委員会事務局が行った事務事業に対して、事業担当課からヒアリングを実施しました。

ヒアリングにおける説明や質疑、現地踏査を踏まえ、委員ごとに各事業を評価し、教育行政評価委員会として、評価結果の決定及び答申書を作成されました。委員会の活動経過は、下記のとおりです。

日 時	内 容
平成27年6月9日(火) 10時00分～12時00分	第1回甲賀市教育行政評価委員会 ・ 甲賀市教育委員会行政評価(事務事業評価)の実施要領について
平成27年7月6日(月) 13時30分～16時30分	第2回甲賀市教育行政評価委員会 ・ 点検評価対象事業の選定について ・ 外部評価(最終評価)の進め方について
平成27年7月28日(火) 13時30分～17時20分	第3回甲賀市教育行政評価委員会 ・ 外部ヒアリング(最終評価)実施 4事業 (教育総務課、学校教育課、こども未来課)

平成 27 年 8 月 25 日(火) 13 時 30 分～17 時 00 分	第4回甲賀市教育行政評価委員会 ・ 外部ヒアリング(最終評価)実施 4事業 (社会教育課、文化スポーツ振興課)
平成 27 年 8 月 28 日(金) 13 時 30 分～16 時 00 分	第5回甲賀市教育行政評価委員会 ・ 外部ヒアリング(最終評価)実施 1 事業 (歴史文化財課) ・ 現地視察(甲南町池田檜尾神社)
平成 27 年 10 月 5 日(月) 13 時 30 分～16 時 30 分	第6回甲賀市教育行政評価委員会 ・ 最終評価のまとめ
平成 27 年 11 月 2日(月)	・ 甲賀市教育行政評価答申書提出

3. 点検・評価の対象となる事業

(1) 対象事業

点検・評価の対象は、地教行法第22条で「教育委員会の職務権限」と規定されている事業で、「甲賀市教育振興基本計画」により計画されている主要施策等を中心に評価を行いました。

(2) 対象事業の選定方法

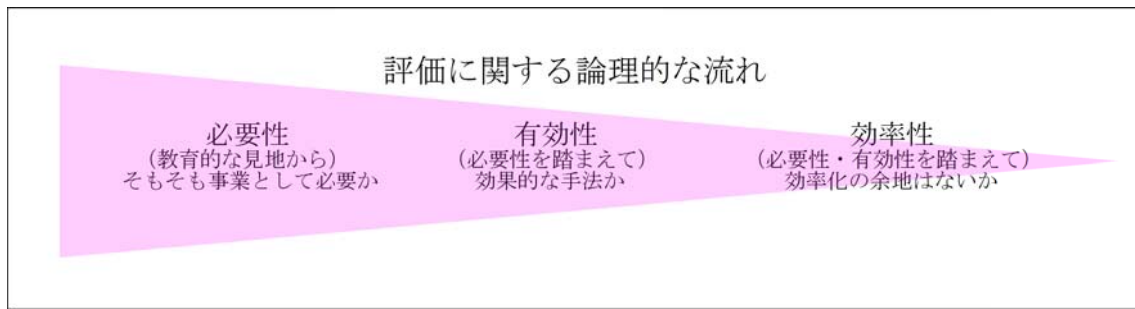
点検・評価対象事業の選定作業は次の方法で選定した。

- I 各委員が評価すべき事務事業を抽出。
- II 抽出された事務事業を必要に応じて、事業担当課の概要説明を求めながら委員の合議制により9事業を最終決定。

4. 点検・評価の視点

評価項目は、「目的の必要性」、「成果の有効性」、「手法の効率性」とし、評価については、事業の効率性だけではなく、大局（教育的見地から必要か）から局部（施策を実施するためのコストは適正化か）へ分析的評価を行いました。

また、分析的評価を踏まえて今後の事業の方向性（事業の規模、手法の改善）を判断しました。



5. 評価基準

施策の目標に対して、「必要性」、「有効性」及び「効率性」等を総合的に判断し、下記に示す5区分から達成度を評価した。

評価		評価基準
S	予想以上に効果的で優れた取り組みを行っている	<ul style="list-style-type: none"> ○ 予想以上に効果的で他の事業にも影響を与える等優れた取り組みを行った。 ○ 活動及び施策の目的達成に向けて予想以上の成果をあげた。 ○ 課題や問題点が全くなかった。
A	順調に達成している	<ul style="list-style-type: none"> ○ 効果的で優れた取り組みを行った。 ○ 活動及び施策の目的達成に向けて大きな成果をあげた。 ○ 課題や問題点はほとんどなかった。
B	概ね順調に達成している	<ul style="list-style-type: none"> ○ 効果的な取り組みを行った。 ○ 活動及び施策の目的達成に向けて一定の成果をあげた。 ○ 課題や問題点が多少残った。
C	達成見込みであるが一部課題がある	<ul style="list-style-type: none"> ○ 取り組みを行った。 ○ 活動及び施策の目的達成に向けて多少の成果をあげた。 ○ 課題や問題点が多く残った。
D	達成に向け困難な課題がある	<ul style="list-style-type: none"> ○ 取り組みを行わなかった。 ○ 活動及び施策の目的達成に向けて成果があがらなかった。 ○ 大きな課題や問題点が多く残った。

■ おわりに

甲賀市教育委員会では、本市のめざすべき教育のあり方を明らかにし、中長期的な展望に立って推進する「甲賀市教育振興基本計画」の後期計画（平成26年度から平成30年度の5年間を計画期間とする）の策定を行いました。

これまでも、効果的な教育行政の推進を目的に、学識経験者の知見を活用しながら主要施策を中心に担当課等の担当者評価及び内部評価を踏まえ、効果的な教育行政に取り組んできたところですが、さらに、事業効果を高めるPDCAサイクルを確立する有効な手段として、この点検・評価を最大限に生かし、今後も、継続的に改善や工夫に取り組みながら、市民の皆様によりご満足いただけるサービスの提供と説明責任を果たせるよう努めてまいります。

○甲賀市附属機関設置条例

平成25年12月18日

条例第35号

(趣旨)

第1条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に基づき、市の設置する執行機関の附属機関について必要な事項を定めるものとする。

(設置等)

第2条 執行機関の附属機関として、別表に掲げる機関を設置し、その担任する事務並びに委員の構成、委員数及び委員の任期は、同表に定めるとおりとする。

2 委員は、執行機関が委嘱し、又は任命する。

3 別表の規定にかかわらず、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織、運営その他必要な事項は、執行機関が規則で定めるものとする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(甲賀市総合計画策定審議会条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 甲賀市総合計画策定審議会条例（平成17年甲賀市条例第1号）

(2) 甲賀市特別職報酬等審議会条例（平成17年甲賀市条例第2号）

(3) 甲賀市公有財産審議会条例（平成20年甲賀市条例第43号）

(4) 甲賀市公共下水道事業審議会条例（平成17年甲賀市条例第24号）

(5) 甲賀市文化のまちづくり審議会条例（平成17年甲賀市条例第27号）

(6) 甲賀市史編さん委員会条例（平成17年甲賀市条例第18号）

(経過措置)

3 前項の規定による廃止前のそれぞれの条例による附属機関及びその委員は、こ

の条例の規定による相当の附属機関及びその委員となり、同一性をもって存続するものとする。この条例の施行の際執行機関が定めているところにより置かれている委員会その他の合議制の機関及びその委員についても、同様とする。

4 付則第2項の規定による廃止前のそれぞれの条例の規定による附属機関に係る諮問、答申その他の行為は、この条例の規定による相当の附属機関に係る諮問、答申その他の行為とみなす。前項後段に規定する委員会その他合議制の機関に係る諮問、答申その他の行為についても同様とする。

別表（第2条関係）

1 市長の附属機関

名称	担任する事務	委員の構成	委員 数	委員の任 期
甲賀市総合 計画審議会	総合計画の策定及びその推 進に関する事項について調 査し、審議すること。	(1) 市民 (2) 学識経験を有す る者 (3) その他市長が適 当と認める者	20 人以 内	2年
甲賀市公共 交通活性化 まちづくり 推進協議会	持続可能なまちづくりの概 念を基本とした公共交通体 系及び基本構想策定につい て調査及び研究し、審議する こと。	(1) 市長が指名する 職員 (2) その他市長が適 当と認める者	25 人以 内	1年
甲賀市国際 化推進委員 会	国際化推進計画の策定につ いて調査し、審議すること。	(1) 市民 (2) 各種団体等の代 表者 (3) その他市長が適 当と認める者	10 人以 内	1年
甲賀市特別 職報酬等審 議会	議会の議員の議員報酬の額 及び特別職の職員で非常勤 のもの報酬の額並びに市	(1) 市内の公共的団 体等の代表者 (2) その他市長が適	10 人以 内	委嘱の日 から審議 が終了す

	長、副市長及び教育長の給料の額について審議すること。	当と認める者		る日まで
甲賀市指定 管理者選定 委員会	公の施設の指定管理者の選定に関する事項について審査すること。	(1) 学識経験を有する者 (2) 公の施設の利用者 (3) その他市長が適当と認める者	5人 以内	2年
甲賀市行政 改革推進委 員会	行政改革に関する事項について調査し、審議すること。	(1) 学識経験を有する者 (2) その他市長が適当と認める者	10 人以内	2年
甲賀市公有 財産審議会	公有財産の取得、管理及び処分について調査し、審議すること。	(1) 学識経験を有する者 (2) 市長が指名する職員 (3) その他市長が適当と認める者	7人 以内	2年
甲賀市入札 監視委員会	市が発注する公共工事等に関する入札及び契約の適正化を図るために必要な事項について調査し、審議すること。	(1) 学識経験を有する者 (2) その他市長が適当と認める者	5人 以内	2年
甲賀市公共 下水道事業 審議会	下水道の維持管理、使用料、受益者負担金に関する事項について調査し、審議すること。	(1) 受益者の代表者 (2) その他市長が適当と認める者	20 人以内	2年
甲賀市立信 楽中央病院	病院改革プランの改定並びに実施状況を点検及び評価	(1) 医療関係者 (2) 学識経験を有す	6人 以内	3年

経営評価委員会	し、審議すること。	る者 (3) 関係行政機関の職員 (4) 福祉関係者 (5) その他市長が適当と認める者		
---------	-----------	---	--	--

2 教育委員会の附属機関

名称	担任する事務	委員の構成	委員数	委員の任期
甲賀市教育行政評価委員会	教育委員会の権限に属する事務の管理並びに執行状況の点検及び評価結果について調査し、審議すること。	(1) 教育関係者 (2) その他教育委員会が適当と認める者	5人以内	2年
甲賀市就学指導委員会	特別な支援を必要とする幼児、児童及び生徒の適切な就学を図ることについて調査し、審議すること。	(1) 医師 (2) 学識経験を有する者 (3) 関係教育機関の職員 (4) 関係行政機関の職員 (5) 教育委員会が指名する職員 (6) その他教育委員会が適当と認める者	35人以内	1年
甲賀市青少年自然体験活動推進委員会	青少年を対象とした安全で効果的な自然体験活動の普及推進について調査し、審議すること。	(1) 学識経験を有する者 (2) 青少年関係団体の代表者 (3) 関係行政機関の	10人以内	2年

		職員 (4) 教育委員会が指名する職員 (5) その他教育委員会が適当と認める者		
甲賀市文化のまちづくり審議会	文化芸術の振興及び施設について調査し、審議すること。	(1) 市民 (2) 学識経験を有する者 (3) その他教育委員会が適当と認める者	15人以内	2年
甲賀市史編さん委員会	市史の編さんに関する基本的事項について調査し、審議すること。	(1) 学識経験を有する者 (2) その他教育委員会が適当と認める者	10人以内	2年

3 選挙管理委員会の附属機関

名称	担任する事務	委員の構成	委員数	委員の任期
甲賀市投票区域編成審議会	投票区域の編成に関する事項について調査し、審議すること。	(1) 市民を代表する者 (2) 選挙管理委員会が指名する職員 (3) その他選挙管理委員会が適当と認める者	15人以内	委嘱の日から審議が終了する日まで